

**令和7年度
市有地売払い（一般競争入札）
のご案内**

入札日 令和8年1月30日（金）

【申込受付期間】

令和8年1月8日(木)～1月16日（金）

糸満市

糸満市が所有する土地を一般競争入札により売払います。

一般競争入札による売払いとは、一定の資格を有する不特定多数の方が入札の方法によって競争し、糸満市があらかじめ定めた価格（以下「最低売却価格」という。）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

売払物件は、現状有姿で建物、越境物及び工作物等（建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等）を含めた引渡しとなります。

入札に参加される方は、この案内書及び現地等を熟知のうえ、申込み手続きをされますようお願いします。

目 次

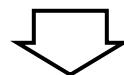
○ 一般競争入札による市有地売払いの流れ	3
○ 一般競争入札による市有地売払実施要領	
1 売払物件	5
2 入札参加の資格	5
3 入札に関する質疑受付回答	5
4 入札参加の申込方法	6
5 入札参加資格審査結果の通知	7
6 入札保証金の納付	7
7 入札保証金の還付	7
8 入札及び開札	8
9 落札者の決定	11
10 契約の条件	11
11 契約の締結	12
12 売買代金の支払方法	12
13 所有権の移転等	13
14 契約費用及び公租公課等	13
15 入札不調物件の取扱い	13
16 留意事項	13
17 問い合わせ先	14

一般競争入札による市有地売払いの流れ

① 申込書の配布	令和7年12月17（水）～入札参加申込期限まで (ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く) 午前9時00分～正午 午後1時00分～午後5時00分 配布場所 糸満市役所4階南側 財政課 糸満市ホームページからダウンロードできます。 ※郵送による申込書等の配布は行いません。
----------	--



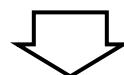
② 質疑受付回答	○質疑受付 令和7年12月17日（水）～令和7年12月24日（水） 午前9時00分～正午 午後1時00分～午後5時00分 糸満市役所4階財政課まで直接ご持参またはファックスで提出してください。 ※郵送、電話及び電子メール等による提出は受け付けません。 ○質疑回答 令和7年1月7日（水）予定 午前9時00分～正午 午後1時00分～午後5時00分 市ホームページ及び財政課窓口にて回答します。
----------	---



③ 入札参加申込	令和8年1月8日（木）～令和8年1月16日（金） 午前9時00分～正午 午後1時00分～午後5時00分 糸満市役所4階財政課まで直接提出してください。 ※郵送、電話、ファックス及び電子メール等による提出は受け付けません。
----------	---



④ 入札参加資格審査結果の通知	令和8年1月21日（水） 入札参加資格認定通知書・不認定通知書の通知 財政課より入札参加申込者へ郵送いたします。 資格認定を行った方については入札保証金納入通知書を併せて送付しますので、入札保証金を令和8年1月29日（木）までに納入してください。
-----------------	--



⑤ 入札受付	<p>令和8年1月30日（金）</p> <p>【物件1】 午前10時15分から10時30分まで</p> <p>【物件2】 午前11時00分から11時15分まで</p> <p>糸満市役所3-b会議室で行います。</p> <p>入札保証金の納付が必要です。</p> <p>※入札受付時間に遅れて来られた方は、入札に参加することが出来ませんので、ご注意ください。</p>
--------	--



⑥ 入札及び開札・落札者決定	<p>令和8年1月30日（金）</p> <p>【物件1】 午前10時30分</p> <p>【物件2】 午前11時15分</p> <p>糸満市役所3-b会議室で行います。</p> <p>入札締め切り後、直ちに開札し、落札者を決定します。</p> <p>複数の入札が予定されますので、お待ちいただくことがあります。</p>
----------------	---



⑦ 契約の締結	<p>令和8年2月6日（金）までに売買契約を締結していただきます。</p> <p>売買契約書（糸満市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。</p> <p>落札者がこの契約期限までに契約を締結しない場合は、入札保証金は糸満市に帰属します。</p>
---------	---



⑧ 売買金の支払い	<p>契約締結の日に全額支払うか、又は、契約締結の日に契約保証金を納付し、残金を契約締結後30日以内に支払っていただきます。</p> <p>契約保証金は売買代金の一部に充当します。</p> <p>納付期限までに残額の支払いが行われなかつた場合は、契約保証金は糸満市に帰属します。</p>
-----------	---



⑨ 所有权の移転等	<p>所有権は、売買代金の支払いが完了した時に移転します。</p> <p>物件の引渡しは、現状のままで行います。</p> <p>登記の手続きは糸満市が行います。</p> <p>登記に必要な登録免許税等は落札者の負担となります。</p>
-----------	---

一般競争入札による市有地売払実施要領

一般競争入札による市有地の売払いについては、関係法令に定めるもののほか、この実施要領によるものとします。

1 売払物件

売り払う市有地は以下の通りです。詳細については、「物件調書」をご覧ください。

最低売却価格は、付近の地価公示価格や不動産鑑定評価価格を参考に決定しています。

物件番号	所在地	地目(現況)	実測地積	最低売却価格
1	糸満南土地区画整理事業施行地区内 16 街区 3-1 画地（従前地：糸満市字糸満日之神田 1537 番 1）	宅地	56.02 m ²	3,247,100 円
2	糸満市字南波平島前原 154 番	農地	222.87 m ²	807,500 円

※糸満市の都合により、物件の全部または一部の売却を中止することがあります。

※物件番号 1 については、土地区画整理地のため、本換地により上記の実測地積に換地処分する予定ですが、その際、土地区画整理法第 94 条による清算金（徴収又は交付）があります。

2 入札参加の資格

入札に参加できる方は、個人又は法人を問いません。ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。また、代理人として参加することができません。

なお、下記(2)又は(3)に該当しないことを確認するため、住民票等提出のあった書類を糸満警察署に提出することができます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその団体の役員若しくは構成員
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- (5) 市町村税、国保税等を滞納している者。

3 本入札に関する質疑受付回答

- (1) 質疑受付期間：令和 7 年 12 月 17 日（水）から令和 7 年 12 月 24 日（水）
(土曜、日曜、祝日を除く)

午前9時00分～正午 午後1時00分～午後5時00分

- (2) 提出先：〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
(糸満市役所 4階 財政課 契約管財係)
電話番号：098-840-8120 (担当：大城 上里)
- (3) 当市財政課にご持参いただかずか、FAXにより提出。
糸満市ホームページ上で掲載している（質疑書）を用いること。
ファックスで提出の際は、到着確認を電話にて市担当に行うこと。
- (4) 回答日：令和8年1月7日（水）予定
- (5) 回答方法：市ホームページ及び財政課窓口にて回答します。

4 入札参加の申込方法

申込方法は持参のみとなります。郵送、電話、ファックス及び電子メール等による提出は受け付けません。

(1) 申込の条件

- ア 申込みに当たっては、1物件に対して、1世帯又は1社につき、1申し込みとします。
- イ 1物件に対し2名以上の共有名義による申込みもできます。（一般競争入札参加申込書に連名してください。申込受付期間終了後、単独から共有に変更することはできませんので、ご注意ください。）
- ウ 落札後の売買契約及び所有権の移転登記は、一般競争入札参加申込書に記載された方以外では行いません。

(2) 申込書類（各1部）

	個人の場合	法人の場合
①	一般競争入札参加申込書（様式第2号）	
②	住民票抄本	履歴事項全部証明書
③	印鑑登録証明書	印鑑証明書（法人）
④	完納証明書 (市税に滞納がないことの証明)	完納証明書 (市税に滞納がないことの証明)
⑤	市町村長が発行する身分証明書 (本籍地より)	—
⑥	誓約書（様式第3号）	
⑦	入札保証金納付申請書（様式第4号）	
⑧	入札保証金還付請求書（様式第9号） *通帳の写しも併せてお願いします。	

※ 複数物件を申し込まれる場合、①及び⑦⑧については、物件ごとに必要ですが、②③④⑤⑥については、原本1部、2件目以降はコピーでも可能です。

- ※ 住民票は、続柄、本籍記載のものを提供してください。
- ※ ②③④⑤は、発行後 3 ヶ月以内のものが必要となります。
- ※ 提出された書類は返却しませんので、ご了承願います。

(3) 申込受付期間等

必要書類を揃えて、受付期間内に申込先に直接提出してください。受付期間後は受付できませんので、ご注意ください。

申込受付 期 間	令和 8 年 1 月 8 日(木)から令和 8 年 1 月 16 日(金)まで
時 間	午前 9 時 00 分～正午、午後 1 時 00 分～午後 5 時 00 分
申込先	財政課（糸満市役所 4 階南側）

(4) 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込書類に必要事項を記入し、実印（印鑑証明の印）を押印のうえ、提出してください。なお、使用する印鑑は、提出書類すべてに同じものを使用してください。
- イ 共有名義で申込みされる場合は、共有者の中で代表者を 1 名選任し、その代表者を一般競争入札参加申込書の申込者欄にご記入ください。この場合において、その代表者以外の方は代表者に入札に関する一切の権限を委任していただくことになります。
- ウ 入札参加申込物件の取り下げは、申込受付期間内に限って行うことができます。この場合、入札辞退届（様式第 13 号）を提出してください。

5 入札参加資格審査結果の通知

入札参加申込を行った際に提出した応募書類について、糸満市の方で確認を行い、入札参加資格を得た者に対し、令和 8 年 1 月 21 日（水）までに、入札参加資格認定通知書を通知します。認定通知を受けなければ、入札に参加することができません。

6 入札保証金の納付

- (1) 入札参加資格認定通知書と併せて、入札保証金の納入通知書を交付するので、期間内（令和 8 年 1 月 21 日～令和 8 年 1 月 29 日）に入札保証金を納付してください。また、銀行にて入札保証金を納付した際に受け取った納入通知書（控え）の写しを入札受付の際に提出してください。
- (2) 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者が見積もる入札金額の 100 分の 3 以上の金額となります。

7 入札保証金の還付

落札者が納付した入札保証金は、売買契約締結時まで糸満市で保管しますが、落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に還付します。

- (1) 落札者以外の方は、入札終了後、2~3週間程度で返還用の振込口座に振込にて還付をいたします。還付額は、入札保証金から振込手数料を除いた額です。
(振込手数料は入札者負担となりますので、ご留意ください。)
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、売買契約を締結する際の契約保証金に充当することとします。
- (3) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないとき（落札後、落札者が入札参加の資格がないと判明し、その入札が無効になったときを含む。）は、入札保証金は違約金として糸満市に帰属することとなります。
- (4) 入札保証金には利息を付しません。

8 入札及び開札

入札に参加する方は、申込者（共有名義の場合はその代表者）のみとします。申込者が入札に参加できない場合は、申込者に代わって代理人を入札に参加させてください。
この場合において、入札参加受付時に委任状（様式第11号）を提出してください。

(1) 入札日時及び入札場所

入札日及び入札場所	物件番号	入札受付開始時刻	入札開始時刻
令和8年1月30日(金) 糸満市役所3-b会議室 (糸満市潮崎町1丁目1番地)	1	10時15分~10時30分まで	10時30分~
	2	11時00分~11時15分まで	11時15分~

※入札当日は、内容説明を行いませんので、この案内書及び現地等を熟知したうえ不明な点は入札参加申込期間中にあらかじめ問い合わせてください。

(2) 入札当日に必要なもの

	持参書類等	摘要
①	入札参加資格認定通知書の写し	糸満市より入札参加の資格の審査後、通知を受けたもの
②	入札書（様式第10号）	所定の入札書に必要事項を記入し押印してください。
③	入札書封筒	外から中身が確認できるものは不可
④	納入通知書の写し	入札保証金納入後の納入通知書（控え）の写し
⑤	委任状（様式第11号）	代理人が入札される場合のみ (所定の委任状に必要事項を記入し押印のうえ、持参してください。)
⑥	印鑑	一般競争入札参加申込書の申込印と必ず同一のもの、代理人が入札する場合は委任状の「代理人使用印」と同一のもの

⑦	筆記用具	黒インクの万年筆又はボールペン
⑧	本人確認資料	運転免許証等、入札者又は代理人であることが確認できるもの

＜参考＞申込者が個人・法人、又は入札出席者が本人・代理人で、入札当日に持参していくと書類等が異なります。以下の表を参考にご持参ください。

申込者	入札出席者	委任状	入札書に押印する印鑑	摘要
個人	本人 (申込者)	不要	一般競争入札参加申込書の申請者印	
個人	代理人	必要	委任状の代理人使用印	
法人	代表者 (申込者)	不要	一般競争入札参加申込書の申込者印	
法人	代理人	必要	委任状の代理人使用印	従業員、代表権のない方が入札を行う場合も委任状が必要
共有	代表者 (申込者)	不要	一般競争入札参加申込書の申込社印	
共有	代理人	必要	委任状の代理人使用印	共有者が入札を行う場合も委任状が必要

(3) 入札参加受付

ア 入札受付時間内に、入札保証金を納入した後に納入通知書の写しを受付に提示してください。

イ 入札受付時間に遅れて来られた方は、入札に参加することが出来ませんので、ご注意ください。

ウ 代理人が入札に参加する場合は、入札参加受付時に委任状を提出してください。
(入札しようとする物件ごとに委任状が必要です。)

エ 1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(4) 入札書の提出等

所定の入札書に必要事項を記入し押印のうえ、封筒に入れて封印し、市担当者の指示に従い、提出してください。

ア 代理人が入札に参加する場合は、入札書の入札者（申込者）の住所及び氏名を記入し（押印不要）、代理人の住所及び氏名を記入し押印してください。

イ 入札書に押印する印鑑は、入札者（申込者）は一般競争入札参加申込書の申込者印、代理人は委任状の代理人使用印と必ず同一のものを使用してください。

ウ 封筒には、入札者（申込者）の住所及び氏名（代理人の場合は代理人の住所及び氏

名も併記) を表記してください。

エ 入札書及び封筒の記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

オ 提出した入札書の書替え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、入札に出席しなかった方又は入札開始時刻に遅刻した方は、棄権とみなします。

ア 入札参加の資格を有しない者がした入札

イ 所定の入札書によらない入札

ウ 入札金額が最低売却価格未満の額の入札

エ 入札保証金を納付していない者

オ 入札書に入札者又は代理人の記名押印がない入札

カ 代理人による入札で、委任状の提出がない入札

キ 一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札

ク 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札

ケ 入札者又はその代理人が同一物件の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札

コ 入札者又はその代理人が他の代理人となって行った入札

サ 入札金額を訂正した入札、又は入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がない入札

シ 入札金額、指名その他重要な文字誤脱又は不明な入札

セ 郵送による入札

ソ 入札に際して連合等の不正行為があったと認められる入札

タ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき

チ その他入札に関する条件に違反したとき

(6) 開札

ア 開札は、入札終了後、直ちに入札参加者の面前で行います。

イ 入札参加者が開札に参加しない場合は、入札に関係ない市職員を立ち会わせ開札します。この場合、異議を申し立てることはできません。

(7) 入札の延期、中止

不正な行為により、入札の公正な競争が妨げられると認められるとき、又は災害その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を中止又は延期することがあります。

9 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った方のうち、糸満市が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札者となる同価の入札をした方が2人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員にくじを引かせ決定します。この場合、異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の結果、落札者があるときは、その落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がないときはその旨を入札参加者に直ちに口頭で公表します。
- (4) 入札結果は、落札者の法人・個人の別及び落札金額を市ホームページに掲載しますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 最低売却価格を事前に公表していますので、入札の結果、落札者がいない場合でも、再度入札は実施しません。

10 契約の条件

売買契約に当たっては、次に条件を付けます。

尚、契約内容については、「市有財産売買契約書」を参照ください。

(1) 用途制限

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適用化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供することはできません。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するものの用に供することはできません。
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これらに類するものの用に供することはできません。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途

例) ごみ処理場など

オ 上記以外で、市長が不適当と認める用途

(2) 指定用途条件

買受人は、契約の締結の日から10年間提案用途に供すること。この用途指定に伴い、10年間の買戻特約を設定します。なお、やむを得ない理由により本市の承認を得た場合はこの限りではありません。

(3) 権利設定の制限等

買受人は、指定用途に基づく場合を除き、指定期間中、本件土地又は本件土地の上に建

築された建物に関して、第三者に対しその全部又は一部について所有権を移転し、又は地上権、賃借権、使用借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、糸満市の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(4) 買戻特約

以下の要件に該当するときは、本市は買戻し権者として
本件土地を買戻すことができ、買戻し期間は、契約締結の日から 10 年を経過する日までと
します。

- ア 契約書における用途の指定等に違反したとき。
- イ 契約書における権利の設定の制限等に違反したとき。
- ウ 契約書における利用の禁止の規定に違反したとき。
- エ 契約書における権利・義務の承継措置の規定に違反したとき。
- オ 虚偽の報告若しくは申告その他不正な行為により契約を締結したとき。

(5) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合は、売買代金の 100 分の 30 の金額を違約金として支
払っていただきます。

(6) 契約の解除

上記(1)の条件に違反した場合や契約書に定める義務を履行しないときは、糸満市は
催告することなくこの契約を解除することが出来るものとします。

(7) 実地調査の協力

糸満市が用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、実地調査の実施、又は報
告若しくは資料の提出を求めた際には協力していただきます。

1 1 契約の締結

- (1) 落札者は、令和 8 年 2 月 6 日(金)までに売買契約を締結していただきます。
- (2) 落札者が、正当な理由なく上記(1)の期日までに売買契約を締結しないときは、落
札者として資格を取り消します。この場合において、お預かりした入札保証金はお
返しできません。
- (3) 売買契約の締結は落札業者名義で契約を締結することとなります。また、共有名
義で参加した場合は、共有者全員の名義での契約締結となります。
- (4) 売買契約に要する収入印紙は、落札者の負担となります。
- (5) 売買契約の締結の際には、一般競争入札参加申込書の申込者印（共有名義の場合
は共有者全員の印）が必要です。また、売買契約に必要な収入印紙及び登記に必要
な登録免許税に係る費用についても併せてご持参ください。

1 2 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、次にいずれかの方法により支払っていただきます。
 - ア 売買代金一括納付

売買契約締結時に売買代金全額を納付していただきます。

入札に当たって納付された入札保証金を売買代金に充当しますので、契約締結日には売買代金と入札保証金との差額をご用意ください。

イ 契約保証金納付

売買契約締結時に契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上の額（千円未満切り上げ）を本市が発行する納入通知書により、納付していただきます。その後 30 日以内に売買代金と契約保証金との差額を糸満市が発行する納入通知書により支払っていただきます。契約保証金については、入札保証金を充当します。

（2）落札者が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は、糸満市に帰属することになります。

（3）契約保証金には、利息は付きません。

1 3 所有権の移転等

売買代金の金額納付が行われた時に所有権の移転があったものとし、同時に売払物件を引渡ししたものとします。

（1）売買代金の納入が確認された後、糸満市が所有権移転登記を行います。

（2）売払物件は、現状有姿で建物、越境物及び工作物等（建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等）を含めた引渡しとなります。（現地での引渡しは行いません。）

（3）移転登記が完了次第（手続開始後 1 週間程度後）、落札者に登記識別情報通知を交付し、すべての手続きが完了します。

なお、物件の取得に伴い、不動産取得税等が課税されますのでご留意ください。

1 4 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、すべて買受人の負担となります。

（1）売買契約書（糸満市保管用のもの 1 部）に貼付けする収入印紙の費用

（2）所有権の移転登記に必要な登録免許税等の費用

（3）所有権移転後の公租公課

（4）その他契約に要する費用

1 5 入札不調物件の取扱い

入札者または落札者がなかった物件は、本件を中止します。

1 6 留意事項

（1）一般競争入札に参加される方は、この要領及び売買契約書に記載された事項について熟知しておいてください。

（2）売払物件については、現状有姿で物件、越境物及び工作物等（建物基礎、樹木、フェンス、擁壁、井戸跡等）を含めた引渡しとなりますので、その状況を承知のうえ、申込みしてください。

越境物の処理については、糸満市は関与しませんので、相隣関係で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。

- (3) 建物を建築する際や開発行為をするにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関係法令及び関連条例等を遵守する必要があるので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (4) この要領に定めない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令、糸満市契約規則及び糸満市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。
- (5) 購入資金の手当等については、お早めに金融機関等にご相談ください。

17 問い合わせ先

この一般競争入札による市有地売払いについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

沖縄県糸満市潮崎町 1-1 (糸満市役所 4 階)

糸満市財政課契約管財係 電話:098-840-8120 (直通) FAX: 098-840-8157

Mail:kensa@city.itoman.lg.jp

<参考>

1 契約、所有権移転の登記に要する費用

(1) 印紙税額 (国税)

不動産の売買契約をする方が、契約書に収入印紙を貼り付することにより納める税金です。

(2) 登録免許税 (国税)

不動産の所有権等の登記をする方が納める税金です。

土地の固定資産税評価額 (千円未満切捨) × 1.5% = 税金 (百円未満切捨)

2 不動産取得後に要する費用

(1) 不動産取得税 (県税)

不動産を取得した方が、所得したときに1度だけ、都道府県に納める税金です。

(2) 固定資産税 (市町村税)

毎年1月1日現在に不動産を所有している方が市町村に納める税金です。

※仲介手数料、所有権移転登記に関する司法書士手数料はかかりません。